



## 意見書

平成28年10月17日

京都府知事 山田 啓二 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府南丹市

氏名

(電話

京都府林地開発行為の手続に関する条例第7条第1項の規定による  
意見は、下記のとおりです。

### 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
合同会社京都南丹  
代表社員 リニューアブル・ジャパン株式会社  
職務執行者 眞邊 勝仁
- 2 林地開発行為の目的  
太陽光発電所建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府南丹市八木町室河原原ヶ谷1番2 ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見  
別紙のとおり

## (別紙)

### (事業の計画性について)

- 当該地は、これまでも数多くの開発案件の話が持ち上がっては消えていった経緯がある。本事業は、最後までやり切れるのか。
- 売電の買い取り価格が下がっていく中、本当に事業が継続して行われるのか。
- 買い取り期間が終了する20年後は、本計画の発電所をどうするのか。
- 事業資金はどう確保するのか。また、事業資金が途絶えるなどして工事を途中で中止するよ  
うなことがないか非常に心配である

### (雨水・排水対策について)

- 一番心配しているのは、水の問題。説明会では、小山東側には、雨水は一切流れない計  
画というのが図面だけでは分かりづらい。模型など使って立体的に分かるよう説明してほ  
しい。
- 調整池から放流する既存水路は現状では細く、その下流の木原地区の河川も未整備であ  
り、放流先の園部川も改修工事の計画がある中で、本計画の調整池は、京都府の所管課  
と事前に協議がなされている計画なのか。
- 開発にあたって計画雨量として森林法は30年確率であるが、開発行為の治水マニユ  
アルでは50年確率の100ミリを基準に調整池を検討しているとの説明であったが、近  
年のゲリラ豪雨では、260ミリ程度の降雨がある。この基準で十分対応できるのか、  
非常に心配である。分かりやすく説明すべきである。
- 造成地の表面は、土のままとの説明。パネルに降った雨で、表土が流出しないか。土砂  
の流出が心配される。芝で覆うなど土砂の流出を止める対応ができないのか。
- 北側の地権者であるが、山から水が多く出る。既存の排水が整理されていない。本事業  
にあわせて周辺整備もして欲しい。

### (工事中の交通安全対策について)

- 工事用進入路は、園部第2小学校の前を通る通学路であり、徳雲寺に至る道路からの1  
か所のみとなっているが、他にもルートを設けるべき。
- 工事用進入路は、園部第2小学校の前を通る通学路となっている。小学校とは協議され  
ているのか。
- 工事用進入路となっている徳雲寺の道路は、幅員が狭く、舗装も厚くなく、路面状態は  
悪い。そこに工事用車両が通行することで、さらに状態が悪化する。舗装の復旧を保証  
するのか。
- 工事用進入路を工事車両が通行する際、住民の車両と離合することが考えられる。その  
場合の交通誘導などの対策は、どのように考えているのか。
- 工事用進入路を通行するのは、工事の最初の大型車両のみで、常時は作業員用のワゴン

車などの説明であるが、計画地内の伐採した立木は、計画地外に搬出するのか。搬出する場合は、大型車両が通行するのではないのか。

(防災対策について)

○調整池付近は土砂災害特別警戒区域に指定されている。十分留意した計画としてほしい。

(環境対策について)

○大規模な発電所なので電波障害が心配される。インバーターによる事前と事後のノイズ比を測定して検証すべき。障害が発生した場合は、保障してもらいたい。

○パネルはどの向きにどのように設置するのか。反射により、住宅が立ち並ぶ平成台に温度上昇などの影響がないのか心配である。そのようなことがないと言えるのか。また、平成台から見た景観はどのようになるのか。

○開発に伴う生態系に対する影響はどうか。特に、小動物、虫などへの影響を示すべき。

(その他)

○計画地に隣接する墓地は、事業計画区域となっているのか。境界を明確にすべき。

○工事中の心配ごとや苦情などは、どこに申し出ればいいのか、明確にすべきである。

○協定書の素案が示されたが、その中に、本事業の事業者は、  
を表記した方の助言・協力を得て事業を遂行するとある。南丹市農業委員会及び京都府は、本事業を推進、あるいは後見的な立場に立っているのか。

以上